

別紙

## 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

鳥取市農業再生協議会
------------

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
鳥取市農業再生協議会	55,714,000	55,714,000	49,617,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

55,714,000 円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													所要額 ①×② (円)											
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				その他	合計 ② ※5									
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹				その他 高収益								
1-1	重点振興作物作付助成	1	37,000															2,154					2,154	7,969,800				
1-2	重点振興作物作付助成	1	35,000																2,420					2,420	8,470,000			
2	重点育成作物作付助成	1	20,000																638			885		1,523	3,046,000			
3	地域振興作物作付助成	1	17,000																2,437			956	747	4,140	7,038,000			
4	地域育成作物作付助成	1	14,000																2,907	323	36	34		3,300	4,620,000			
5	担い手対策助成	1	3,000	118	4,392	9,076													2,293			885		16,764	5,029,200			
6	団地化推進助成	1	3,000		1,030	5,180													356			214		6,780	2,034,000			
7	生産性向上対策助成	1	10,000	257	8,167														2,986					11,410	11,410,000			
合計(基幹)※4			実面積	257	8,167	9,076													2,986			10,556	323	36	1,875	747	34,023	※6
合計(二毛作)※4			実面積																								-	49,617,000

- ※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。  
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。
  - ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
  - ※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
  - ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。  
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
  - ※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
  - ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- (1) 整理番号2→3→4→5→6→7の順に個表の上限単価まで充当する。  
(2) 上限まで充当してもなお残余がある場合、全ての用途で一律に追加助成を行う。  
(3) 必要な場合は、次の単価調整を使用する。  
単価調整係数＝活用予定額／(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

※高収益作物等拡大加算の追加配分を受けた場合は、整理番号2→3→4の順に、(1)から(3)の調整方法に順ずる。

#### 5. 所要額が配分額を超過した場合の調整方法

- (1) 整理番号2～7の単価を一律に減額する。  
(2) 必要な場合は、次の単価調整を使用する。  
単価調整係数＝活用予定額／(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

#### 6. 高収益作物について

小豆、ハトムギ、しいたけ、はま茶

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会		整理番号	1-1 1-2		
用途名	重点振興作物作付助成					
対象作物	白ねぎ・アスパラガス・ブロッコリー(基幹作)					
単 価	1-1 37,000円/10a(担い手) (上限:37,000円) 1-2 35,000円/10a (上限:35,000円)					
課 題	<p>県東部に位置するJA鳥取いなばでは、複合経営の柱として野菜生産を掲げ、高収益作物である白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリーを重点推進野菜と位置付けている。白ねぎ倍増プランやアスパラガス振興プランの策定したほか、ブロッコリーを稲作農家の経営多角化の品目として、作付拡大と新規生産者の確保を図っている。しかし、当地域の野菜栽培では零細農家が大半を占める構造であることから、高齢化等によるリタイヤや、出荷調整に係る労力、経費の負担が大きいことから既生産者の面積拡大、新規生産者の確保の足枷となり、作付面積が思うように伸びていない。</p> <p>また、大規模稲作農家においては収益向上と災害や価格変動に強い安定した収入を確保していくことが課題となっている。</p> <p>野菜農家の担い手育成と、大規模稲作農家の経営の多角化を図るため、担い手農家へ高収益な白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリーの作付を推進する必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1-1:2,800 a(担い手) 1-2:3,006 a	1-1:2,154 a(担い手) 1-2:2,420 a	1-1:2,450 a(担い手) 1-2:2,600 a	1-1:2,800 a(担い手) 1-2:2,800 a
		実績	1-1:2,307 a(担い手) 1-2:2,387 a			
内 容	白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリーを作付し販売する農家に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○対象者:1-1 対象作物を作付し出荷・販売する担い手農家(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体)</p> <p>1-2 対象作物を作付し出荷・販売する農家</p> <p>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</p> <p>○対象作物:白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー(基幹作)</p> <p>○その他要件 :・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする</p>					
取組の確認方法	<p>○対象者:1-1 協議会で作成した対象者名簿及び対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</p> <p>1-2 対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</p> <p>○対象水田:水田台帳等との照合</p> <p>○対象作物:現地確認による。</p> <p>○その他要件 :販売実績、作業日誌、現地確認等による。</p>					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	重点育成作物作付助成					
対象作物	ハトムギ・生姜・なす・加工用スイカ(基幹作)					
単 価	20,000円/10a(上限:25,000円/10a)					
課 題	はとむぎ茶の原料供給が求められている「ハトムギ」、400年以上の歴史を持つ「生姜」、大黒なす美の名称でブランド化に取り組んでいる「なす」、漬物用として需要がある「加工用スイカ」においては、JA鳥取いなば管内では広域的な協議会等を設置されているが、連作障害を受け易い作物であること、加工品として販売される作物であることなどから、まだまだスポット的な作付に留まり、広域的な取り組みとなっていない。連作障害回避のため、複数圃場の借入れ経費の一部を支援することにより面積拡大を図ると共にブランド産地化を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	2,782 a	1,523 a	2,500 a	3,000 a
		実績	2,404a			
内 容	ハトムギ、生姜、なす、加工用スイカを作付する販売農家に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物を作付し出荷・販売する農家</li> <li>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> <li>○対象作物:ハトムギ、生姜、なす、加工用スイカ(基幹作)</li> <li>○その他要件 :・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする</li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</li> <li>○対象水田:水田台帳等との照合</li> <li>○対象作物:現地確認による。</li> <li>○その他要件 :販売実績、作業日誌、現地確認等による。</li> </ul>					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	ハトムギについては、整理番号5、6と重複して助成可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	地域振興作物作付助成					
対象作物	たまねぎ・にんじん・やまのいも・ラッキョウ・トマト・きゅうり・イチゴ・メロン・甘長とうがらし・そら豆・ほうれん草・小豆・蜜源レンゲ(契約有)・しいたけ(基幹作)					
単 価	17,000円/10a(上限:23,000円/10a)					
課 題	対象作物は、以前から特定の地域において生産されている地域特産品であるが、学校給食や加工品、直売所等での地産地消の需要が高く、又幅広い年齢層から需要があることから、安定的な生産量の確保と良品の安定供給が求められている。対象作物の更なる生産拡大の為、施設整備、栽培経費、借地料等に掛かる経費の一部を支援し、近隣地域への作付拡大を図っていく必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	5,500 a	4,140 a	4,800 a	5,000 a
		実績	4,361a			
内 容	たまねぎ、にんじん、やまのいも、ラッキョウ、トマト、きゅうり、イチゴ、メロン、甘長とうがらし、そら豆、ほうれん草、小豆、蜜源レンゲ(契約有)、しいたけ(基幹作)を作付する販売農家に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物を作付し、出荷・販売する農家</li> <li>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> <li>○対象作物:たまねぎ、にんじん、やまのいも、ラッキョウ、トマト、きゅうり、イチゴ、メロン、甘長とうがらし、そら豆、ほうれん草、小豆、蜜源レンゲ(契約有)、しいたけ(基幹作)</li> <li>○その他要件:・販売すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・蜜源レンゲは養蜂家との契約</li> <li>・1圃場につき1回の助成とする</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</li> <li>○対象水田:水田台帳等との照合</li> <li>○対象作物:現地確認による。</li> <li>○その他要件:販売実績、作業日誌、現地確認等による。蜜源れんげは養蜂家との契約書。</li> </ul>					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会			整理番号	4	
使途名	地域育成作物作付助成					
対象作物	枝豆・さといも・ばれいしょ・かぼちゃ・日本梨・柿・はま茶・菊・ストック・テッポウユリ(基幹作)					
単 価	14,000円/10a(上限:20,000円/10a)					
課 題	<p>対象作物は、特定の地域において生産されており、直売所での地産地消の他、県外市場へ販路を拡大できる可能性のある品目であるものの、面積、生産量ともに未だ十分ではない作物や従前よりも大きく減少している作物であり、特産品化が課題となっている。</p> <p>面積、生産量の拡大とともに、地域色を打ち出した有利販売が期待できることから、今後、地域特産品として推進していくために生産拡大に取り組む必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	3,000 a	3,300a	3,200 a	3,300a
		実績	3,123 a			
内 容	枝豆、さといも、ばれいしょ、かぼちゃ、日本梨、柿、はま茶、菊、ストック、テッポウユリを作付する販売農家に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物を作付し、出荷・販売する農家</li> <li>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> <li>○対象作物:枝豆、さといも、ばれいしょ、かぼちゃ、日本梨、柿、はま茶、菊、ストック、テッポウユリ(基幹作)・・・現地確認による</li> <li>○その他要件 :・販売すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・1圃場につき1回の助成とする</li> <li>・永年性作物については、植栽年から4年間(平成30年4月1日から令和4年3月31日までに植栽したもの)</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</li> <li>○対象水田:水田台帳等との照合</li> <li>○対象作物:現地確認による。</li> <li>○その他要件 :販売実績、作業日誌、現地確認等による。</li> </ul>					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	担い手対策助成					
対象作物	大豆・そば・ハトムギ・麦・飼料作物(基幹作)					
単 価	3,000円/10a(上限:5,000円/10a)					
課 題	当地域では中山間地をはじめとした作業効率が悪い中山間に位置する農地が多く、土地利用型作物(大豆、そば、ハトムギ、麦、飼料作物)では、一般農家による小規模経営では機械装備に係るコストから採算性が悪く、面積拡大も進まない事などから、担い手農家による大型機械での効率的な作業体系を推進し、収益性を上げていく必要がある。また国内産大豆等への安全性の関心が消費者の間で高く、国内の穀物自給率の向上という観点からも推進していく。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 担い手割合	目標	20,000 a 92.0 %	16,764 a 71.7 %	19,000 a 81.3 %	20,000 a 92.0 %
		実績	17,729 a 75.9 %			
内 容	大豆、そば、ハトムギ、麦、飼料作物を作付する担い手に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○対象者:対象作物を作付し、出荷・販売する担い手農家(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体)</p> <p>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</p> <p>○対象作物:大豆、そば、ハトムギ、麦、飼料作物(基幹作)</p> <p>○その他要件:・飼料作物は利用供給協定の締結又は自家利用計画を策定していること ・麦、大豆は、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること ・1圃場につき1回の助成とする</p>					
取組の 確認方法	<p>○対象者:協議会で作成した対象者名簿及び対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</p> <p>○対象水田:水田台帳等との照合</p> <p>○対象作物:現地確認による。</p> <p>○その他要件:利用供給協定、自家利用計画、作業日誌、現地確認等による。</p>					
成果等の 確認方法	交付対象作物の作付面積と支払対象面積を集計					
備考	大豆については、整理番号6、7、県設計と重複して助成可。 そばについては、整理番号6、7と重複して助成可。 ハトムギについては、整理番号2、6と重複して助成可。 麦については、整理番号7、県設計と重複して助成可。 飼料作物については、整理番号6、県設計と重複して助成可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。



### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会	整理番号	6			
使途名	団地化推進助成					
対象作物	大豆・そば・ハトムギ・飼料作物(基幹作)					
単 価	3,000円/10a(上限:5,000円/10a)					
課 題	当該地域では中山間地をはじめとした作業効率が悪く、又更に収益性の低い小規模な水田が多い中、対象作物は小面積で栽培を行っても農家の所得向上を図ることは難しい作物である。また国内の穀物自給率の向上という観点からも、農地を集約して作業性の改善やスケールメリットを活かしてコスト削減を図り、収益を上げる必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施面積 団地化割合	目標	8,500 a 50.0 %	6,780 a 39.8 %	8,000 a 47.0 %	8,500 a 50.0 %
		実績	6,778 a 39.8 %			
内 容	大豆、そば、ハトムギ、飼料作物を作付する販売農家に、団地化面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○対象者:対象作物を作付し、出荷・販売する農家          ○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田          ○対象作物:大豆、そば、ハトムギ、飼料作物(基幹作)          ○その他要件:・販売すること(飼料作物は自家利用も対象とする。)                            ・産地交付金対象水田(以下、水田)で1ha以上の団地化の取組                            ・1圃場につき1回の助成とする                            ・団地の要件は以下のとおり</p> <p>【団地の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つ以上の水田が畦畔で接続。</li> <li>・2つ以上の水田が農道、道路又は用排水路を挟んで接続しているもの。</li> <li>・2つ以上の水田が各々一隅で接続し、作業の継続に支障のないもの。</li> <li>・2つ以上の水田高低差が、作業の継続に支障のないもの。</li> <li>・2つ以上の水田が耕作者の宅地や畑地等(不作付地は除く)に接続しているもの。</li> <li>・ハトムギについては、ハトムギ単独での団地化のみ対象とする。</li> </ul> <p>なお、1筆で水田の作付面積が1ha以上の場合は対象外とする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○対象者:対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等          ○対象水田:水田台帳等との照合          ○対象作物:現地確認による。          ○その他要件:作業日誌、現地及び団地化計画図面、現地確認等による。</p>					
成果等の 確認方法	交付対象作物の作付面積と支払対象面積を集計					
備 考	大豆については、整理番号5、7、県設計と重複して助成可。 そばについては、整理番号5、7と重複して助成可。 ハトムギについては、整理番号2、5と重複して助成可。 飼料作物については、5、県設計と重複して助成可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取市農業再生協議会		整理番号	7		
使途名	生産性向上対策助成					
対象作物	大豆・そば・麦(基幹作)					
単 価	10,000円/10a(上限:15,000円/10a)					
課 題	主食用米の需給調整の為に、土地利用型作物である大豆、そば、麦は当地域において有用な作物であるが、水田活用による栽培では、大豆、そばにおいては降雨による湿害、また、麦においても雪解けの影響による湿害等の影響を受けやすく、作柄が不安定な状況にあり、単収も低く変動も大きいことから、排水対策を推進し収穫量を確保し、収益性を向上させる必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施面積 実施割合	目標	11,670 a 85.0 %	11,410 a 83.2 %	11,410 a 83.2 %	11,410 a 83.2 %
		実績	11,410 a 83.2 %			
内 容	大豆、そば、麦を作付し、生産性向上対策に向けた取組をする販売農家に、実施面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物を作付し、出荷・販売する農家</li> <li>○対象水田:経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> <li>○対象作物:大豆、そば、麦(基幹作)・・・現地確認による</li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)販売すること</li> <li>2)排水路に接続すること</li> <li>3)排水対策を目的とした以下の取組を1つ以上取り組むこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①明渠や暗渠の施工(弾丸暗渠を含む)</li> <li>②サブソイラ等の施工による心土破碎の実施</li> <li>③高畦栽培の実施</li> <li>④カルチベータ等による畦間中耕の実施</li> </ul> </li> <li>1圃場につき1回の助成とする</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者:対象作物の作付、出荷・販売状況が分かる書類等</li> <li>○対象水田:水田台帳等との照合</li> <li>○対象作物:現地確認による。</li> <li>○その他要件:作業日誌、現地確認等による。</li> </ul>					
成果等の 確認方法	交付対象作物の作付面積と支払対象面積を集計					
備考	大豆については、整理番号5、6、県設計と重複して助成可。 そばについては、整理番号5、6と重複して助成可。 麦については、整理番号5、県設計と重複して助成可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。